1 新制度及び特定技能制度の位置付けと関係性等

- 現行の<u>技能実習制度を発展的に解消</u>し、<u>人材確保と人材育成</u>を目的とする新たな制度を創設。
- 基本的に3年の育成期間で、特定技能1号の水準の人材に育成。
- 特定技能制度は、適正化を図った上で現行制度を存続。
- ※現行の企業単独型技能実習のうち、新制度の趣旨・目的に沿うものは適正化を図った上で引き続き実施し、 沿わないものは、新制度とは別の枠組みでの受入れを検討。

2 新制度の受入れ対象分野や人材育成機能の在り方

- 受入れ対象分野は、特定技能制度における「特定産業分野」の設定分野に限定。 ※国内における就労を通じた人材育成になじまない分野は対象外。
- ・ 従事できる業務の範囲は、特定技能の業務区分と同一とし、「主たる技能」を 定めて育成・評価(1年経過・育成終了時までに試験を義務付け技能検定、特 定技能評価試験等)。
- 試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。
- 季節性のある分野等で、業務の実情に応じた受入れ・勤務形態を認める。【P】

3 受入れ見込数の設定等の在り方

- 特定技能制度の考え方と同様、新制度でも受入れ分野ごとに受入れ見込数を設定(受入れの上限数として運用)。
- 受入れ見込数や対象分野は経済情勢等の変化に応じて適時・適切柔軟に変更。、 試験レベルの評価等と合わせ、有識者等で構成する会議体の意見を踏まえ政府 が判断。

4 新制度での転籍の在り方

- 「やむを得ない場合」の転籍の範囲を拡大・明確化し、手続を柔軟化。
- これに加え、以下を条件に本人の意向による転籍も認める。
 - → 人材育成等の観点から、一定要件(同一機関企業での就労が1年超/技能検定基礎級合格・、日本語能力A1相当以上のレベル(日本語能力試験N5合格等など)/転籍先機関の転籍者数等)【P】を設け、同一業務区分分野内に限る。
 - ▶ 転籍前機関企業の初期費用負担につき、不平等が生じないための措置を講じる。
- 監理団体・ハローワーク・技能実習機構等による<u>転籍支援</u>を実施。
- 育成終了前に帰国した者につき、それまでの新制度による滞在が<u>2年以下</u>の場合、前回育成時と異なる分野・業務区分での再度の入国を認める。
 - それまでの新制度による滞在が2年までの者に限る。
 - ➤ 前回育成時と異なる分野を選択可能。
- 試験合格率等を受入れ機関・監理団体の許可・優良認定の指標に。

5 監理・支援・保護の在り方

- <u>技能実習機構</u>の監督指導・支援保護機能<mark>や労働基準監督署・出入国在留管理庁 との連携等</mark>を強化し、特定技能外国人への相談援助業務を追加。
- <u>監理団体</u>の許可要件厳格化。
 - ➤ 監理団体と受入れ機関を兼職する企業の役職員の関与の制限/兼職に係る制限又は外部監視の強化、/受入れ企業数等に応じた職員の配置、財政基盤、相談対応体制の強化等の厳格化。
 - ※ 優良監理団体については、手続簡素化といった優遇措置。
- <u>受入れ企業</u>につき、<mark>育成・</mark>支援体制、分野別協議会への加入等、に係る要件を 適正化整備。

6 特定技能制度の適正化方策

- 新制度から特定技能1号への移行は、以下を条件。
- ①<u>技能検定3級</u>等又は<u>特定技能1号評価試験</u>合格
- ②日本語能力A2相当以上のレベル(日本語能力試験N4合格等など)
- ※当分の間は相当講習受講も可
- 試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。
- 支援業務の<u>委託先を登録支援機関に限定し、人員配置等の登録要件や支援業務委託の要件を厳格化/キャリア形成も支援。</u>
- 育成途中の特定技能1号への移行は本人意向の転籍要件と併せて検討。【P】

7 国・自治体の役割

- 入管、機構、労基署等が連携し、不適正な受入れ・雇用を排除。
- 送出国と連携し、不適正な送出機関を排除。
- 業所管省庁と業界団体がの連携、受入れガイドライン・プログラム策定等による受入れ環境整備のための取組。
- 日本語教育機関を適正化し、日本語学習の質を向上。
- ・ 自治体において、生活相談等を受ける相談窓口の整備<mark>、生活環境整備の取組</mark>を 推進。

8 送出機関及び送出しの在り方

- 二国間取決め(MOC)により送出機関の取締りを強化。
- 送出機関・受入れ機関の情報手数料等の透明性を高め、送出国間の競争を促進。
- 支払手数料を抑え、外国人と受入れ機関が適切に分担受入れ企業が一定の来日 前手数料を負担するなどの</u>仕組みを導入。

9 日本語能力の向上方策

- 継続的な学習による段階的な日本語能力向上。
 - ※<u>就労開始前</u>にA1相当以上のレベル(日本語能力試験N5合格等など)又は相当講習受講 特定技能1号移行時にA2相当以上のレベル("N4合格等など)※当分の間は相当講習受講も可 特定技能2号移行時にB1相当以上のレベル("N3合格等など)
- 日本語支援に取り組んでいることを優良受入れ機関の認定要件に。
- 日本語教育機関認定法の仕組みを活用し、教育の質の向上を図る。